

亀山市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託した私人の所在地及び名称

- (1) 所在地 亀山市野村四丁目1番2号  
名称 菜の花動物病院 院長 今西 貴久
- (2) 所在地 亀山市北町5番地1  
名称 はら動物病院 院長 原 一弥
- (3) 所在地 鈴鹿市大池三丁目2番38号  
名称 ベルペットクリニック 院長 大塚 達也
- (4) 所在地 鈴鹿市下大久保町2669番地3  
名称 自由ヶ丘どうぶつ病院 院長 田中 千晴
- (5) 所在地 鈴鹿市磯山四丁目5番9号  
名称 石田動物病院 院長 堤 隆一
- (6) 所在地 鈴鹿市神戸六丁目2番1号  
名称 高波獣医科医院 院長 高波 宏
- (7) 所在地 鈴鹿市西条四丁目21番  
名称 小林動物病院 院長 大前 省吾
- (8) 所在地 鈴鹿市野町西二丁目2番6号  
名称 かいげ動物病院 院長 界外 昇
- (9) 所在地 鈴鹿市桜島町六丁目20番7号  
名称 橋爪動物病院 院長 橋爪 勇人
- (10) 所在地 鈴鹿市道伯四丁目9番19号  
名称 ユーカリ動物病院 院長 伊藤 雄洋
- (11) 所在地 鈴鹿市算所五丁目12番11号  
名称 森動物病院 院長 水谷 到

(12) 所在地 津市豊が丘三丁目25番7号

名称 とよさと動物病院 院長 橋爪 俊裕

(13) 所在地 津市芸濃町椋本2662番地1

名称 椋本動物病院 院長 柴田 勝弘

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 委託した徴収事務及び収納事務の範囲

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）別表第1に定める犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務及び収納事務

4 徴収事務及び収納事務を行う期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで